



働き方改革関連法改正

働き方改革特設サイト

検索

施行直前緊急特集

2020年4月1日より施行

時間外労働上限規制 (中小企業)
同一労働同一賃金 (大企業)

中小企業のみなさまへ

時間外労働の上限規制が導入されます。さらに、臨時的な特別事情がある場合にも上回る事ができない上限が設けられます (一部業種を除く)

大企業は2019.4.1に導入済み

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規制され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回る事の出来ない上限が設けられます。

時間外労働の上限は原則として

月 45 時間・年 360 時間となります



法定労働時間 (原則として 1 日 8 時間・1 週 40 時間以内) を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合は、労働基準法第 36 条に基づく労使協定 (通称: 36 (サブロク) 協定) を締結し、所轄労働基準監督署長へ届出を行うことが必要となります。



臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。

時間外労働が年 720 時間以内
時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
時間外労働と休日労働の合計について、「2 か月平均」「3 か月平均」「4 か月平均」「5 か月平均」「6 か月平均」が全て 1 月当たり 80 時間以内
時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月が限度

全ての企業のみなさまへ

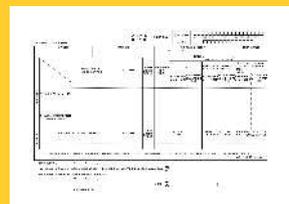
36 協定届の様式が新しくなりました

今回の法改正によって法律に時間外労働の上限が規定されたため、36 協定で定める必要がある事項が変わりました。このため、36 協定の様式が新しく策定されています。

36 協定届作成支援ツール

検索

36 協定は最長でも 1 年間に有効期間です。更新の届け出を忘れないようにお気を付けください。



労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは
労災保険・労働保険等のお問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第 1~4 方面 (086-225-0591)
安全衛生課 (086-225-0592)
労災課 (086-225-0593)
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署

大企業のみならずへ

「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます

中小企業は2021.4.1から適用

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。



改正のポイント

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

（例）正社員と非正規雇用労働者として「通勤」という行為自体に差はなく、「通勤手当」に待遇差が存在する場合は不合理なものであり、同一の支給をしなければならない。



労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは
岡山労働局雇用環境・均等室(086-225-2017)又はWEBで

同一労働同一賃金

検索

労働災害発生状況

2019年発生件数と前年同時期比較（死亡2/21速報値、休業1/31速報値）

業種	2019年		2018年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	0	204	2	217	2	13
金属製品	0	42	0	42	0	0
機械器具	0	19	1	27	1	8
化学工業	0	21	0	25	0	4
食料品	0	69	0	68	0	1
その他	0	53	1	55	1	2
建設業	0	92	2	87	2	5
運輸交通業	0	156	1	171	1	15
旅客	0	21	0	23	0	2
道路貨物	0	135	1	148	1	13
第三次産業	2	356	2	402	0	46
商業	1	107	0	122	1	15
保健衛生	0	87	0	99	0	12
接客娯楽	0	53	0	67	0	14
その他	1	109	2	114	1	5
その他の業種	1	26	0	21	1	5
全産業	3	834	7	898	4	64

「休業」は休業4日以上の災害



- 1 オススメ 正確・スピーディに申請できるのです
- 2 オススメ いつでもどこでも手続きが可能なのです。
- 3 オススメ ムダな時間や移動費などのコストも削減できるのです。これも働き方改革なのです！

詳しくは

労働保険の電子申請

検索

さらに労働保険の納付は、口座振替納付が便利です。

今年度のかべ新聞から

監督署から、関係各方面に毎月情報発信させていただきました「おかやま監督署かべ新聞」の今年度の紙面を振り返りますと、その時々々の行政の動きや課題が記憶に蘇ってまいります。

道路貨物運送業における労働災害が大幅増加となったことを受けて「令和元年トラック運送業労災撲滅運動」を6月のキックオフ集会を皮切りに展開したところ、関係各位のご尽力により労働災害は減少に転じ、成果が得られました。

働き方改革では、署内に設置した労働時間相談・支援班による毎月の説明会や事業場訪問、「岡山働き方改革推進支援センター」との連携による取組み、「岡山・玉野・西大寺地域働き方改革推進会議」の開催（11月）など行ってまいりました。

また、全国安全週間にあわせて県内建設工事一斉安全パトロール、1月には岡山労働局と合同で「高齢労働者労働災害防止シンポジウム」を開催しました。

次年度も皆様方の一層のご理解・ご協力を賜りながらこうした行政課題に取り組む所存であります。働き方改革の一層の推進、労働災害の大幅減少を願ってやみません。

岡山労働基準監督署 副署長 小松原 邦正

